

日本消化器画像診断情報研究会 査読規定

1. 査読方針

日本消化器画像診断情報研究会（以下、日消研）では、高い水準を保つ為、投稿された全ての原稿について査読を行うものとする。但し、編集部記事、依頼記事等の一部記事を除く。

2. 査読方法

本誌の投稿基準を満たすと判断された論文原稿について、原則として事務局内査読委員長の名指した査読者による査読が実施される。原則として、査読者が採録と判断した時点で採録とする。査読者の評価が大きく異なった場合には、編集委員会が判断を行う。編集委員会が必要と判断した場合には第三者の査読者1名を立て、意見を聞くことができる。

3. 査読者の選定基準

査読者の人選は、当該論文の対象分野の専門家としての能力、世評、具体的な推薦、過去の本誌への査読で示された評価などの要素を基に行われる。また、当該論文の共著者となっている人、並びに著者と利害の対立があると考えられる人の選考は避けるものとする。

4. 査読過程

4. 1 査読者の選考・依頼

論文の投稿があった場合、当該論文の分野に専門に近い査読者の選定を日消研事務局によって行うものとする。なお、査読者の選定基準と同様、当該論文の共著者となっている人はできないものとする。

4. 2 査読期間及び原稿修正期間

査読期限は依頼時に日消研事務局が示す期限とし、この期限を厳守する。事情により遅れが予期される場合には、必ず編集事務局へ連絡をするものとする。なお、原稿修正において、著者より1ヶ月以上連絡がない場合には投稿取下げまたは投稿延期とする。

4. 3 査読結果の記載方法

査読者は、査読結果並びに当該論文を採録とする為に必要な修正点、疑問点等の査読意見を記載する。著者へ知らせたくない意見、参考意見、編集委員会等での議論が必要な点については、その旨を記載する。記載が終わった報告書は、編集委員長へ電子メールにて送付する。査読意見等の連絡については全て事務局を介するものとし、査読者及び著者が直接連絡をとることは認めないものとする。また、査読用紙の記載事項等に不適切な表現や誤字、脱字がある場合等には、事務局において該当箇所を削除、修正することがある。

4. 5 査読結果の通知

査読者の判定結果に基づき総合的な査読結果が確定した段階で、査読委員長は速やかに著者に総合的な結果を査読者による査読報告書と合わせて伝達し、必要であれば著者に原稿の修正を求める。査読報告書及び査読者の情報は、第三者に知られないよう編集事務局で厳重に管理を行うものとする。

4. 6 再査読依頼

再査読が必要な場合には、著者からの修正原稿及び回答を添付して、編集事務局から再査読を依頼する。

5 査読基準

5. 1 内容

- 1) 各種消化管検査としての妥当性
- 2) 各種消化管検査への寄与度

- 3) 素材・資料の妥当性
- 4) 素材・資料の提示方法
- 5) 結論の提示方法
- 6) 論理展開の明確さ
- 7) 内容の正確さ
- 8) 内容の完成度
- 9) 原稿区分（「論文」、「研究ノート」、「資料と通信」等）の適切さ

5. 2 表現

- 1) 表題の適切さ
- 2) 文章の表現力
- 3) 文章の読みやすさ

5. 3 形式

- 1) 章・節など全体構成の適切さ
- 2) 原稿枚数の適切さ
- 3) 図表等
- 4) 図表の必要性
- 5) 図表の作成・説明の適切さ

5. 4 文献

- 1) 参考文献の妥当性
- 2) 参考文献引用の仕方の適切さ

5. 5 要旨

- 1) 論文の主旨表現の妥当性

6. 査読者は、前項の評価に基づいて、総合的判断として、次の4投階の判定を行う。

[判定]

I. 掲載可（再審査不要）

- ・このままで掲載可
- ・指摘箇所訂正後可（技術的でマイナーな訂正に限る）

II. 訂正後再審査

- ・小程度の書き直しを必要とする
- ・中程度の書き直しを必要とする
- ・大幅な書き換えを必要とする
- ・投稿区分の変更を必要とする

III. 掲載否

- ・日消研会誌として不適當
- ・内容不可
- ・その他

IV. 判定不能

- ・一部他分野の専門家の判断を必要とする
- ・その他

7. 守秘義務

査読者は、査読を担当した論文の内容及び査読の内容についての守秘義務を負う。査読過程において、査読者が判断を下す為の必要から第三者へ意見を求める場合には、相談をされた第三者にも守秘義務が発生する。また、その責任は査読者本人が負うものとする。また、編集事務局についても同様の守秘義務が発生する。査読が終了した段階で原稿並びにデータ等は破棄されることが望ましい。

8. 匿名性

査読では、査読者の氏名、肩書きを明かさないう匿名による査読を行うものとする。これは、査読者が他のいかなる要因に阻害される事なく査読意見を著者に提示し、判断が正当かつ客観的になされる事を目的とする為である。編集委員会並びに編集事務局は著者からの査読者に関するいかなる問い合わせにも応じない。

9. 報酬

査読者への報酬として、5,000円を査読料として支払うこととする。

日消研投稿論文査読評価表

I. 内容

1. 各種消化管検査としての妥当性

・妥当 ・不適 ・どちらともいえない ・その他 ()

2. 各種消化管検査への寄与度

()

3. 素材・資料の妥当性

・妥当 ・不適 ・どちらともいえない ・その他 ()

4. 素材・資料の提示方法

・妥当 ・不適 ・その他 ()

5. 結論の提示方法

・妥当 ・不適 ・その他 ()

6. 展開理論の明確さ

・妥当 ・不適 ・その他 ()

7. 内容の正確さ

・妥当 ・不適 ・その他 ()

8. 内容の完成度

・妥当 ・不適 ・その他 ()

9. 原稿区分

・論文 ・誌上講座 ・資料 ・通信 ・その他 ()

II. 表現

1. 表題の適切さ

・妥当 ・不適 ・その他 ()

2. 文章の読みやすさ

・妥当 ・不適 ・その他 ()

III. 形式

1. 全体構成

・妥当 ・不適 ・その他 ()

2. 原稿枚数の適切さ

・妥当 ・不適 ・その他 ()

3. 図表の必要性

・妥当 ・不適 ()

4. 図表の説明の適切さ

・妥当 ・不適 ()

IV 文献

1. 参考文献の妥当性

・妥当 ・不適 ・その他 ()

V 要旨

1. 論文の主旨表現の妥当性

・妥当 ・不適 ・その他 ()

日消研投稿論文査読判定

I. 掲載可否

- ・このままで掲載可
- ・指摘箇所訂正後可

II. 訂正後再審査

- ・小程度の書き直しを必要とする
- ・中程度の書き直しを必要とする
- ・大幅な書き直しを必要とする
- ・投稿区分の変更を必要とする

III. 掲載否

- ・日消研会誌として不適切
- ・内容不可
- ・その他 ()

IV. 判定不能

- ・一部他分野の専門家の判断を必要とする
- ・その他 ()